

服忌制の變遷を論じ徳川初期の道徳史に及ぶ

文學博士 原 勝 郎

今日日本に一種特別な服忌令といふ制度がある。此令は明治維新後新に制定されたものではなく、其以前即ち徳川幕府時代からして行はれて居つたものを、明治政府が其儘に採用する旨を公布し、それで以て新しき法律と同様の効力を生ぜしめたものである。而して實は、明治以前に二種の服忌制のあつたのを、明治政府は其一方即從來公家の間に用ゐられつゝあつた所の制度を無効とし、武家に行はれ來つた制度の方を採用したのである。維新の當初、王政復古の名の下に復活を試られた時代遅くれの制度の、少からずあつたにも拘はらず、此服忌令のみが武家の舊に依つたといふことは公家方の舊制の随分時代外づれのものである。つたことを證明するに足ると見てよからう。此の如くして現行の服忌令は、元文元年の修正其儘を今日に傳へ來たものであるが、其元文元年の服忌令といふのも、勿論我國最初の服忌令ではなく、古くは唐制を模した令に始まり、其後幾度となく改正を経て、以て今日行はれつゝある如き形をとつたのである。而して單に形式其ものが變遷したのみでなく、之と共に其意義も亦漸次に移り來つたのである。今次に簡單に之を説明しやう。

今日こそ服忌令の中に忌と服との二重の區別があるけれど、唐制の摸倣によつて始めて制定した當時に於ては、此二者の區別はなく、唯喪葬令に規定する服があるのみであつた。而して其服の意

義は今云ふ所の忌と略同様で、喪に遭つた者は、其喪の關係に應じ、それ／＼規定の日數の間、社交は勿論のこと、公事にも携はることを差控へべきであつて、要するに觸穢の觀念を基とした遠慮をなすべき者と定まつたのである。今の服忌中に所謂「服」は即喪葬令の「服」といふ語を其儘に傳へたものであるのみならず、其日數の規定に關しても、令と今日と比べて、其間に大差がないけれど、然かし其意義に於ては茲に雲泥の差を生じて居るので、別に忌といふ規定のある今日に在りては、服の方は云はゞ告朔の餼羊で、昔の服の意味は却りて忌の方に存じて居る。然らば如何にして忌と服との二重制度になつたかと云ふに、それは實は令の制定時代に既に胚胎して居ること、服の日數が、公事の遠慮から見ても、當時ですら概して長きに過ぐる不便を有して居つたから、同時に假寧令に於て假の制を設け、父母を除くの外は、近親の喪に遭ふと雖直に之を解官せしむることなく、公事を遠慮して然るべき適當なる日數をそれ／＼規定し、休暇として之を賜はることにしたのに始まる。藤原資隆の籙中抄に見えて居る服暇の制は、大體喪葬令と假寧令とを併せて行つた有様を記したものと認めてよろしからう。但し夫の喪の一年に對し卅日の暇を賜はり、外祖父の喪に對しても同じく卅日の暇を賜はつた所の令の規定とは異り、籙中抄には夫の喪に假の制を設けず、外祖父の喪に僅か十日の暇を與ふと記せるは、兩者の相違する所である。令の發布後、暇の制改まりて此籙中抄の時代迄に差を生じたりとせば、其何故に改まれるかを説明するの必要があらうけれども今は之を詳論しない。然しながら、斯かる變更の加へられたのは、これ服忌制の最早單純に觸穢の觀念より來る遠慮のみを基礎とすることなく、社會の狀態の變遷に伴ひて改良を加へ且つ其

意義をもいくらか變更する必要を生じたからであることを示すもので、畢竟するに服忌令に道徳的意味の漸次に深く加はりつゝあることを教ふるものである。而して假の制の方に變遷があつても、

服に關する規定の方が、依然として大體舊の如くであつたのは、一には令を改むることを重がつた古人の保守的精神によるものであらうが、又一には事々しく改革などをする必要のない程、服の方が有名無實になりつゝあつたことを示すに足るのであらう。

籙中抄に見ゆる服暇の制は何時の頃から行はれ始めた有様であるか知り難いが、徳川幕府の創立に至るまで、何等立法的修正を経なかつたものゝ如くである。何故に斯く久しく修正を見なかつたかといふに、つまりは服忌制を修正する必要を感ずる迄に、手の行き届いた餘裕ある政府といふものゝ、存在を見なかつたからであらう。

鎌倉幕

府は式目を制定した。けれども、必要の迫まつて居る司法行政が精々で、其他の法制、例へば社會的なもの、又は道徳的なものにもまで其特色を發揮する程の餘裕が乏しかつたらしくある。

足利幕府は最初から公家風に化せられ、此の如き文化的法制に關して、別に新機軸を示さうと云ふやうな意氣込が全くなく、織豊二氏の時代に至つては、天下の經營に多忙で、服忌制の改正どころではなかつたからでもあらう。而して徳川幕府の成立と共に此問題が始めて研究さるゝやうになつたのは、同じ武家政治と云ひながら、江戸に開かれた幕府は、以前のとは大に異りて、單に當面の急務を處理するのみでなく、社會組織の改正をも念とする程の、頗る整備した、又整備を期した近世的政府であることを示すものである。

憲教類典によれば、家康の定めた服忌令といふものが見える。尙同書には其外にも天海僧正案と

道春案との二つあり、各々それ／＼の特色をあらはして居るが、道春案の方ならば兎も角、天海案の如きは、多分後人の假托であらう。然かし徳川幕府創立後間もなく、當局者が服忌令の改正を思ひつたことだけは疑なからう。蓋し徳川幕府の服忌令の改正は、矢張綱吉將軍貞享元年の發布が最初のものであらうと信せられるけれど、其以前に於ても修正の考は早く既に起つたので、家康、天海、道春の三案と稱するものが傳へられて居るのは、多分其消息を語るものであらう。

武家の軍國政治とは云ひながら、歴代獎勵の結果として文致漸くに興り、假武の大勢愈々定まりたる、彼の徳川五代將軍綱吉の時代、貞享の元年といふに、江戸幕府は始めて其成文の服忌令を制定した。原づく所は令の服と假との制とであつて、就中後者の變成なる忌に關する規定は、其重を置く所のものであつたが、此貞享元年の忌の制と簾

中抄に所謂假の制との間に、日數に關する規定上差等の存するのは、以て武家の政府が如何に倫常を見たか、如何にして諸種の人倫關係に輕重を附したかを知らしむるに足るものである。此二制を比較して、先づ第一に目のつくことは、服従の規律を基とする秩序を重大視したことであつて、其例を云へば、從來服忌制上、子の父母に對する關係と妻の夫に對する關係とは同じく一年で、共に假の制をば設けなかつたのであるが、それを改めて、共に假の代はりの忌を規定すること、他の倫常關係の如くにした。然かし其忌の日數に於て、父母の場合を五十日とし夫の場合を三十日として其間に二十日の差を設けた。これは換言すれば人倫の上にて貞を孝よりも軽くするといふことになので、愛情よりも寧報本の義を重くしたことになる。夫婦相互の關係に至りては、令以來既に夫と妻との間の服假に差等を設け來つたのを、貞享

の新令に於て妻の喪を更に一層軽くした。即從來

ある。

妻の喪には、夫たる者に廿日の假を賜ふ制であつたのを、此度更に減じて十四日の忌にしたのであるが、これと同令中に、別腹たりと雖服忌に差別なしとの個條を設け、又兄弟の子の忌をば、姉妹の子の忌よりも重くせる個條等とを合はせ考ふれば軍國政治の特色として、如何に男尊女卑の主義が以前よりも甚しさを加へたかを見ることが出る。

大體に於て尊屬親の喪を厚くし、卑屬親に對す

る。義理の間柄に重きを置いたのも、亦貞享新令の一特色である。生みの母と雖、父の之を離別した

る忌を薄くしたのも、亦以て貞享元年の服忌令が如何に上下の秩序を重じたかを徴べきものである。卑屬たる嫡子に對する忌を從來よりも軽くし之を傍系ながら尊屬たる伯叔父姑や、及び遠けれども直系なる曾祖父母、外祖父母等よりも薄いものにし、妻の忌を減じて外祖父母、曾祖父母よりも日數を少くしたなど、いづれも之を證するもので

ある。家族主義を重んずることも貞享新令の一原則である。人或は嫡子の忌を、從來よりも、日數に於て重くしたのによつて、其然らざるを證せむと欲するかも知れぬが、嫡子の忌が減じて十四日になつても、それでも妻の忌と同日數だ。母たる妻と其子たる嫡子と、服忌制上同等にするといふことは、嫡子の存在理由即ち家族主義の前には、夫婦關係はあまり重きをなさぬことを示すものである。

義理の間柄に重きを置いたのも、亦貞享新令の一特色である。生みの母と雖、父の之を離別した場合には、其忌を軽くしたなども其一例だが、嫁の舅姑に對する忌を厚くし日數十日を増して、舅姑を以て養父母よりも更に義理の重かるべきものとし、外祖父母、曾祖父母、伯叔父姑、兄弟姉妹等、從來夫の父母と同日數の假であつた諸の續き

合ひとの間に、大に差等を設けることにしたのは最も注意すべき事であつて、日本の家族生活に幾多の喜劇悲劇を出來せしめた嫁姑の關係の如きも蓋し此邊からして淵源を發したものであらうと思はれる。

貞享元年に制定された服忌令は、其後幾ならずして、貞享三年に改正さるゝことになつた。今迄久しい間改正のなかつた服忌の制が、一たび制定された後間もなく、斯く頻繁に修正されるといふことは、人をして一寸奇異の感を起こさすことではあるが、實は今迄等閑に附して置いた服忌の事に關し、新令を制定した動機、其同じ動機が、引きつゝいて更に新令の修正をなさしめたのだと思へば毫も不思議がなく、其制定後相踵いで修正を見るに至つた譯は、貞享元年の新令が、時世に適合することを主として制定されたにも係はらず、中に立法者の理想をも含ませしめた爲、却りて實行

に不便なる點少からざる状態に陥つたからであつて、それに尙ほ幕府の事情も加味されて、以て貞享三年の改正となつたのである。

貞享三年の改正の趣旨は、第一に傍系を軽くして直系を重くしたことである。嫡子衆子に對する忌を共に從來よりも重くして、傍系親族との權衡を更へたのは正にその例と見るべきだ。同じ精神は妻に對する忌を十四日から三十日に増加せしめた。これによりて夫妻の間柄は兄弟の間柄よりも重いものになつたのである。斯く傍系を軽くし直系を重くするのは自然の人情に順つたものであるが、然かし貞享三年の改正中には此方針と矛盾したものが全くないでもない。養父母の忌を廿日より卅日に増加し、遺跡相續の養子の實方親戚に對する忌を軽くし、同時に養子に對する忌を重くし衆子と同様にせるなど、皆自然の倫常に對し義理の方を重くしたものである。

同じ秩序を重ずる傾向は、家庭に於ける父母の地位をして益々其尊嚴を加へしめた。元來父母の喪には重服十二ヶ月に輕服一ヶ月を加へて十三ヶ月の服を制定してあつたのであるが、それは歷年の一ヶ年と一ヶ月といふ意味ではなく、月にして十三を算したので、然るに貞享三年の新令には、十三ヶ月の中に閏月をば勘定せざることにした。然らば從來父母の場合と同月數を以て服とした夫の忌をば如何にしたかといふに、此方には閏月を計算に入れぬといふ規定を設けない。茲に於てかさなきだに尙ばれた孝道は、愈々倫常中で負か他に卓絶して貴いものになつてしまつた。養父母の忌を重くしたのも、一は此孝道主義によつたものである。孝の基礎には父母に對する愛の存すること勿論であるけれど、一たび之を第一主義として推し立て、どこまでも一貫させることになること往々にして人情の自然を傷くることになるのは、

これ亦己むを得ぬ次第である。此改正の序に夫の父母の服を、九十日から百五十日に増加したなども、亦同一の精神から割り出された變更と見做すべきであらう。

尙ほ貞享三年の改正に就いて、今迄全く規定といふものがなく、今度に至つて新に規定の設けられたものを擧ぐれば、其數少くない。遠く曾孫玄孫等の忌に至る迄それ／＼規定さるゝに至つたことは、一面からして評すれば、家庭道德の範圍の擴張であつて、つまり文明の進歩の象徴となるのではあるけれど、然かし忌と云ひ服と云ひ、要するに個人の社會的拘束である。此種の規定が繁煩になると云ふことは、斯かる拘束に服従しても大して差支のない程、それだけ世間が穩かになつたことを示すもので、太平になつたといふことは、目出たいが、之に伴ひいろ／＼の拘束が出来て、人の活動が爲めに萎靡するやうになりかけたのは

一利一害と云ふべきである。

貞享三年以後に於ても服忌令の修正が盛に行はれた。孝道からして生みの母の離別された場合、それに對する忌は愈々厚くなされ。忌は養母と同じく服は離別されぬ母と同じくなつたが、此主義は一層擴げられて、離別された祖母に關する詳細な規定も設けらるゝに至つた。斯うなると單に尊屬親の方のみの血族關係を重ざる譯には行かぬから、義絶の子に對する忌服は、實子なる以上義絶されぬ者との差別なしといふ規定も設けられるやうになつた。これ等は自然の人情を汲んだとも見做し得るもので、其方からして云へば實に美はしいことであるとしても、孝道第一主義が益々其度を進め、養父母に對する養子の義務愈々重くなりそれにつれて繼父母といふものに對する繼子の義務も重くならなければならぬ勢が漸く出來上り、繼子たる者、繼父母の親類の喪に際しても、血を

分けた親類に對すると同様、忌服を受けなければならぬのではあるまいかと疑を抱くやうな氣分が強くなつた。從來の忌服制では、繼父母の忌を大に重くし、衆子、嫡孫又は高祖父母など、同格にしたもので、此點に於ては令以來殆ど變更を見ず繼父母の側の親類の喪についても、忌に關する規定の曾て存在しなかつたに拘はらず、それに惑を起す者多きを加へたらしい。然らざれば追加として發布された、繼父母の親類には忌なしといふ規定の如き、其必要を生せぬ筈である。

貞享五年、即ち元祿元年に、忌と服との外に、七歳未滿の子の場合として遠慮の制を設け、元祿六年には母方高祖父母の喪に一日の遠慮の規定をつくり、又異父兄弟姉妹につきても新に規定する所あり、其他之に類似した追加及び修正が數々あつて、服忌令が愈々繁文となり、之をして益々形式に傾かしむる端を啓いた。換言すれば貞享元年の

改正以來、服忌令といふものは、尊卑の間に於て服従の規律を益々勵行せむとする當時爲政者の道德觀念と相俟ち、彌が上に義理づくめのものとなして、次第に不自然の弊に流れ、却りて間接に僞善を獎勵するやうな傾があつた。男女の關係に於ても男尊女卑主義の確立の爲めに、女人の社會及び家庭に於ける地位が、徳川幕府に至つて明白に引き下げられたかの如くあるけれど、それでも貞享元年の服忌令には、適母の忌を従來の暇の日數の三倍とし、妻妾の區別を嚴にせむとする意が見え、此點に於て男女關係を改善せむとする努力の痕跡を認め得るのであるが、此美點すら貞享三年の改正からして、次第に逆戻りして、再び妻妾無差別の昔に返へらむとし、従つて國民の家庭生活を紊亂するに至つたのは、女人にとりても決して喜ばしい現象ではなかつた。

強ひて武家政治に限ると云ふのではないが、公

生活と私生活との區別が判明になるに従つて、妻たる者の家庭に於ける地位の高まるのは、これ自然の道理であつて、夫たる者の公生活が忙はしければ忙はしい程、妻たるもの、權威は益々重きをなす。而して徳川時代は此點に於て、其以前の時代に比して妻に對する妻の優越を加へたものである。續いて貞享三年に、前に減じた妻の忌の日數を増加し、十四日を改めて廿日となしたのは、これ亦以て家庭に於ける主婦の位置を高めたもので單に夫の妻を遇すること兄弟姉妹よりも厚きに至らしめたるのみならず、服忌關係に於て、嫡母、外祖父母、曾祖父母等よりも重く、養父母と同格のものたらしめ、従來同格であつた嫡子の上に位置せしむるに至つたのも、いづれも皆同性質の改正である。

上述の如く正妻の家庭に於ける地位の向上する

と共に、女人の倫常的資格が一般に高まつたものゝ如くであつて、以前には傍系に關しては父方の側の喪についての規定多く、例へば従兄弟の如きも忌は父方のそれに對する場合のみであつて、従母兄弟の忌といふものなく、加之その従父兄弟といふのも、一樣ではなくして、父の兄弟の子と、父の姉妹の子との間に、服忌關係上の差等があつたのを、貞享元年の改正で、先づ母方従兄弟の喪に對しても忌の規定を設けることにし、傍系卑屬の姪について、従來兄弟の子のみの規定があつたのを、更に姉妹の子につきても規定することゝなり、孫に關しても娘の孫の忌をも規定した。貞享三年の改正には更に一步を進め、従父兄弟姉妹の場合に於ては、父の兄弟の子たると姉妹の子たるとを論せず、其忌を均一にしたのみならず、母方従兄弟姉妹をも全く父方のご同格にし、兄弟の子と姉妹の子との間に服忌上の差等を設けぬことになつた。尚ほ曾祖父母及び高祖父母に就きても、母方のそれ等に對する規定を設けるやうになつた。服忌令の漸く綿密になるのは、世の太平恬熙に伴ふ一現象であるが、女系に關する規定の取り分け著しく増加したのは、社會的并びに家庭的地位の向上之を餘儀なくしたもので、貞享元年の新令では時勢に適應せぬことを發見した所から、尚ほ二年後の改正に於て大に此點に留意したものであらう然しながら貞享三年の改正と雖、一々女性に有利なもののみではなかつた。同年の改正中最も女性にとりて悲むべき現象はと云へば、それは嫡母を重くし、妻妾の別を嚴にした貞享元年の規定を改めて、嫡母の忌を減じ、正妻の妾に對する比較的地位を下しても妨ないといふ暗示を服忌令によりて與へたからである。これは孝道を倫常の第一主義として推し通す爲めに、間接に生ずる所の影響であつて、苟も血脈を傳はる人情の自然によりつ

つ孝を盡くすと云ふことになれば、生みの親程大に標準とする人のことであるから、其支那の習俗切な者はない。非常に大切だといふことになる。單に絶對的に之を重くするのみならず、比較的にも大に重くしたくなる。そこに至るに其生み親の如何なる者なるかは寧ろ第二の問題で、生母が父の妻であらうが、將た妾であらうが、そんなことは格別頓著しないでもよいことになる。而して當時の將軍綱吉の桂昌院夫人の出換言すれば家光の妾腹の子で、御臺所の腹でなかつたことは、少からず此妻妾無差別の勢を助長して居る。綱吉の命を命けて貞享三年の服忌令改正に參與した人々の意見も、亦此妻妾同視の傾向に正反對なものではなかつた。といふのは主として此改正に參與したるは、大久保相摸守と林大學頭信篤との兩名であるが、大久保の儒臣は信篤の門弟で、従つて相摸守の服忌令に關する意見は、林家と大差ある筈がなく、其信篤爲當人の意見はと云へば、元來支那

を標準とする人のことであるから、其支那の習俗たる繼嗣の生母を尊ぶといふことに、異存のあらう筈はなく、信篤に寸毫も綱吉將軍の希望に迎合する意がなかつたとした所で、自ら將軍に都合のよい改正を案出するは、これ有り得ることであつた。斯くの如くして嫡母の忌は、貞享元年の規定に比して其三分の一に減せられ、服も亦之に伴ひて同く三分の一となり、繼父母と同格のものになつた。之によりて生みの母を比較的に大に重くすることはそれで結構であるけれど、其爲めに正妻と妾との區別は薄くなり、家庭生活に容易ならぬ影響を及ぼすことを免れなかつた。抑も徳川幕府立法の根本精神は、國家社會の秩序を整へることに存した。而して大なる秩序の樹立の爲めには修身齊家が最も必要と考へられた。孝道を第一主義として之を重んじたのも、要するに之を以て修身齊家の中心たる綱常となさむが爲めに外ならぬ。

然るに此二者常に相並行し得ずして、孝道を第一主義と立てた爲めに、其間接の影響として、男女關係の規律を弛め、延いて女人の地位の向下を誘ふに至つたのは、日本の社會道德の大局から見て、あまり感心した事とは云へない。

如上の傾向は、貞享三年以後の改正に於て、更に強められ、父の妻に準ずる妾の喪に際しては、繼母と同様の忌たるべしと定めらるゝに至つた。

親疎を以て論ずれば、繼母は繼子にとりて親しい續き合ひではない。けれども鬼に角父と合法的な天下はれての婚姻を結んだことによつて、母たる位に坐はるに至つた者である。されば之と父の妾と同格に視ると云ふことになる。随分倫常紊亂の嫌がある。妻に準ずる妾といふことは、意義甚不明瞭で、正妻歿後父に奉仕する女人中で、最も身分の高き者を斥すのか、又は繼嗣の生母たる妾の如きを目ざすのか、其邊曖昧ではあるけれど、桂

昌院夫人の如きを以て妻に準ずる妾と見做さむとするものであつたことは想像し得る。されば若し此規定によるとなると、家光將軍の子たる者は、皆桂昌院夫人を以て繼母同様に仰がなければならぬことになる。別に忌服令中に此規定がないとしても、桂昌院夫人に對しては、其將軍生母たる故

を以て、特別の敬意を拂ふに差支はあるまいが、規定を設けて斯かる原則を一般家庭にも適用するといふことは、少からぬ弊害を惹起する基である。

貞享四年二月日光門跡の意見によると云ふことで、家綱將軍の正夫人なる伏見貞清親王の姫宮淺子女王即ち高巖院夫人を以て嫡母の扱ひにすることにした。其理由は、同夫人が世を早くし、且つ綱吉將軍と面會したことが無いのみならず、其間に養子の契約もない、故に同夫人を以て將軍の養母とは見做し難く、嫡母とするが至當で、従つて桂昌院夫人よりも將軍にとり輕かるべきだと云ふ

に在る。之を嫡母と見倣すことは、假りに適當であるとした所で、高巖院夫人は苟も前將軍の御臺所である。徳川一家の相續者たる一私人の綱吉にとりての縁は薄くとも、將軍たる綱吉が、之を家光の妾たるに過ぎぬ桂昌院よりも軽い者だとして其趣を天下に布告すると云ふ法はない。

然るに綱吉は尙ほ之を以て満足せず、元祿六年改正の服忌令に於ては、對面なき嫡母、及び通路なき嫡母に對しては忌なしと規定するに至つた。積極的に妾腹の子及び妾の地位を高めたのではないが、消極的には同じ結果になる。加之尙ほ其以後の改正に於て養子たる者、養父の妻に準ずる妾に對しては繼母同様の忌を受くべしと規定し、従來よりも更に妾の地位を高めたるに至つては、止まる所を知らぬ滑稽な立法と云ふべきで、後に元文元年四月に至りて此規定は他の九ヶ條と共に削除せられ、同年七月には明白に父之妾服忌無之と

の規定を見るに至つたのは蓋し當然のことであらう。綱吉の旨目な親孝行に發した愚なる服忌令は、斯くして、其極端なる弊害から匡濟されたのであるけれど、其一たび天下に及ぼした流毒は、容易に消え難く、貞享元年改正の本旨に立ち戻ること困難となり、日本に於ける女人の地位當分は伸び得ぬことゝなつたのである。

此の如くにして一旦は分明になりかけた妻妾の區別は不判明になり、一般社會の進歩からして來る女人の地位の向上は、多少の痕跡を服忌令に印するとは云へ、其程度極めて微々たるもので、同時に軍國主義の確立と共に其勢を加へつゝある男尊女卑の傾向の壓倒する所となり、加之服従の規律を過重にしたが故に武士道といふのは義理の爲めには如何なる犠牲をも忍び、如何なる馬鹿らしき我慢をもなさなければならぬと思はしむるに至つた。然しながら貞享元年の改正服忌令中では、

養父母の忌を卅日から廿日に減じ、之を祖父母よりは軽くし、外父母を同格のものにして、以て人情の自然に適合せむとする努力の跡を示して居るのみならず。なほ同令に養子の忌を嫡孫よりも軽くする規定を見るに至つては、益々其留意する所の那邊に存するかを伺はしめたが、此傾向は爾後改正を經る毎に次第に薄らぎ、遂に世人をして武士道といふものは無理をすることだと誤解せしめ、

戰國時代以後に於ける甲冑の變革に就て (下)

文學士 江 馬 務

四 本 說 (下)

膝鎧 膝鎧は脛楯とも佩楯ともいへり。草摺と脛當との間を蔽ふが爲め使用せらる。南北朝より始り、多く騎馬の時に用ひられたり。膝鎧の最も古き形式は所謂寶幢佩楯といへるものゝ如く、半ば筒となりて脚の前面を掩蔽し、その下方は小札式となれるものなり。(参照)戰國時代以來は其の構造に第一表面平坦にして正面を蔽ふものと、第二脚の背に家地に廻れるものと、第三袴状のもの